

令和6年度第8回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和6年11月8日(金)

招集場所 米子市役所本庁舎401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 13番 竹中誠一委員
14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員
19番 米澤美憲委員
欠席議員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員
住田一行委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員
福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程 1 会長あいさつ
2 議事録署名委員の指名
3 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第8回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（角会長）

それでは、議席番号6番の木村委員と議席番号7番の公本委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、関本委員、高橋委員、宅野委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

6ページ4条議案番号4番について、転用面積を8.14に訂正をお願いします。

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ、番号34と番号35の上新印について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号34・35番の上新印の議案について説明いたします。上新印の34・35番は円福寺の近くにあり、34番の畑1筆、56平方メートルと35番畑1筆、79平方メートルの農地を合意され交換されるものです。

3条許可案件は以上2件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（角会長）

番号34と番号35の上新印について、担当委員さんから補足があればお願いします。

安井農業委員

補足いたします。10月23日に私と森中推進委員とで現地調査を行いました。耕作されており、管理されているので許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

議長（角会長）

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号4と番号5の両三柳について審議いたします。これは8ページ議案番号84の第5条第1項の規定による許可申請の関連議案となりますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

4条4、5番と5条84番について、同じ場所に関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、4条4、5番は道路拡幅、5条84番は一般住宅を計画したものです。11月6日に泉委員と、現地確認を行いました。造成計画は、4条案件は最高10センチメートルの盛土造成を行います。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝に流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。5条案件の一般住宅は最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロック3段、L型擁壁を設置いたします。雨水の排水について溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について公共下水道へ流す計画で問題ありません。すべて実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長（角会長）

続きまして、番号6の淀江町佐陀について審議いたします。これは8ページ、議案番号85の第5条第1項の規定による許可申請の関

連議案となりますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

4条6番と5条85番について、同じ場所で関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、5条85番は一般住宅及び進入路、4条6番は住宅のための道路拡幅を計画したものです。10月25日に木下委員と私とで現地確認を行いました。先に4条の転用案件から説明します。造成計画については最高20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁としてコンクリートブロックを設置します。雨水の排水について、自然流下後、新設道路側溝を經由し農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。

続いて5条の転用案件を説明します。造成計画については最高20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として高さ13センチメートルのコンクリートブロックを設置します。雨水の排水については自然流下後、新設道路側溝を經由し農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水については公共下水道へ流す計画で問題ありません。どちらも箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。実行組合の同意については、実行組合では該当地について管理しておらず、同意書は作成できないため同意書の添付はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこと

とします。

議長（角会長）

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

議長（角会長）

それでは、9ページ、番号86の二本木について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福田推進委員

86番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、譲り渡し人が娘夫婦に土地を貸与し一般住宅を計画したものです。10月28日に事務局と能登路委員と3人で現地確認を行いました。造成計画については最高35センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ80センチメートルのコンクリートブロックを設置します。雨水の排水について、溜桝後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長（角会長）

続いて、10ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ、番号11-1を審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書き議案ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。13ページ番号11-1は再設定となりますのでご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

議長（角会長）

そうしますと、番号11-1を採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、15ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、16ページ番号11-1から35ページ番号11-54までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案15ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。11ページ番号11-1から35ページ番号11-54は、近隣は場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

船越農業委員

議案11-5について伺います。「機構に利用権を設定する者」に該当される方は、数カ月前に3条で農地を取得されておられます。当時、全部耕作の観点から問題があるのではないかと話をしていたのですが、その時は所有する畑に新たにスイートコーンの苗を植えられるということで現地も確認したうえで、水稻をされるということで3条により田んぼを取得されました。今回、その時に取得された水田より以前に取得されたと思われる畑を賃貸借されるということですが、これは正当にできるということでしょうか。そうであれば3条で取得した後、誰かに賃貸で貸出できるということになるのですが、そのあたりの解釈を事務局に確認させてください。

事務局（妹尾係長）

3条で取得されたばかりの農地については、他に権利を設定して他人に貸し出すということはチェックしており、貸し出しをしないように抑制しております。ただ、それ以前に取得した農地については対象の外ということでこのように貸し出されることはあるものと考えております。

船越農業委員

数年後に5条申請の転用ですとか、誰かに貸すという話が出てくるかと思いますが、今後、我々が3条申請を審議するなかで、基準を作ってそれを基に審査する体制を作ってもらわないと、どんどん同様のケースが出てくるかと思いますが、事務局にももう少し力を入れてもらいたいと要望するものです。以上です。

議長（角会長）

よい意見だと思いますので、今後、事務局も進めていただきたいと思います。

能登路農業委員

農業をする目的で農地を取得しておいて他の土地を貸し出すということは、農業をする意思がないと受け止められてしまうと思います。やはり農業をするのでしたら、農地を取得して農業する、または今までの農地で農業する。確かに10年後はどうなるかわかりませんが、土地転がしと思われるものを農業委員会が許可するというのは、私はおかしいと思うのですがいかがでしょうか。

議長（角会長）

事務局いかがでしょうか。

事務局（古橋事務局長）

3条で取得した農地をすぐに貸し出すというのは、やはり耕作目的で取得したはずなのになぜ貸し出すのかということはあるかと思えます。3条で取得する時に既に持っている農地を他の人に貸しているというのは、農地法上、禁止されている項目ではありません。ただし、他に農地を貸しているのになぜ新たに農地を買ったりするのか、ということについては、申請が出る度に、農業経営に対する意思をしっかりと確認することが事務局としてできることだと考えます。

船越農業委員

事務局は法的な部分をチェックする流れになると思うのですが、今後、3条申請がこの方から出た場合はどのような対応になるのでしょうか。

事務局（古橋事務局長）

3条に関して、以前から全部耕作について問題となっていますが、この方については3条申請に際して、以前から持っている農地を耕作していない場合は問題ではないかということで審議していただいた経緯がございます。その際、全部耕作の意味について、自分が全部自作でやっている必要があるのかどうかを県に確認したところ、正式に貸している場合、あるいは保全されている場合は全部耕作にあたるという回答でした。よって、委員さんの言われる倫理上どうかという意味もわかりますが、農地法上、貸している農地があったからといって3条で取得できないということにはならないということでした。

中本農業委員

今、船越委員が言われたことをまとめ、実際にそれが適当なのかどうかを、機構または県に対して農業委員会から協議をしてはどうですか。3条で取得して他を機構に貸し出すという流れが続く恐れもありますので歯止めの的なものが必要だと思います。

事務局（古橋事務局長）

今争点になっているのは、買った借りたところを貸し出すということですか。それとも、持っている農地を貸し出しているのに3条で取得するということについてでしょうか。

船越農業委員

3条では全部耕作が条件になっているので、我々が審議するときにきちんと耕作されているか現地に行って確認するわけです。例えば、数カ月前に取得した農地について、何年後かに人に貸し出された時に、その後に新たに別の農地で3条申請を出されたものに対してどのように対応すべきなのか判断基準が我々にはわかりません。1年後に貸し出せばよいのか、2年後ならよいのか、3年後じゃないと貸せないのか。私が考えていたのは、自分が農業をしたいと言って農地を取得したのに、賃貸借で貸し出すということを前提としている、何年後かに貸し出すことが想定されるのであれば、その時点で3条の要件が成り立たないのではないかということです。

事務局（古橋事務局長）

取得した農地について、何年後まで自作しなければいけない、貸し出してはいけない、ということがあるのか、具体的な数字について制約があるのかどうかを改めて県に確認させていただきます。その上でまた報告させていただきたいと思います。参考としまして、5条

関連で、3条で取得した農地をすぐさま転用してはいけないということがありました。これについて以前、米子市農業委員会では1年1作、収穫できるまでは転用できないという運用がされていました。市町村によっては3年という厳しい運用もありました。それについては全国的に協議されまして、法律には具体的に明記されていないということで規制できないという結論が出ております。そのため、国の方針としては何年という規制はできないということになっております。

中本農業委員

今回は、この方が3条で農地を取得した後、数カ月後に別の農地を中間管理機構に出したということですね。これを受付処理するのは農林課だと思います。機構まで話をつなげないとしても農林課と協議して法律的な観点でどうなのかということ調べて、農林課の考えを説明していただければと思います。

事務局（古橋事務局長）

また調べて報告させていただきます。

能登路農業委員

この方について、今後、3条で取得するということがあれば本当に耕作されているのか、前に買ったところをまた利用権設定して出すという流れがあるということについて不動産目的という形になってはいけないので、事務局できちんとチェックしておいてもらいたいと思います。

事務局（古橋事務局長）

わかりました。チェックいたします。

議長（角会長）

今回機構から利用権の設定を受ける方は、新規就農者でこの地域で作付けをされておられ、空いている広い農地を探していたところ、たまたま耕作されていない農地があったということでこの農地を機構から勧められた経緯があるようでして、農林課と関係しているようなのできちんと調べたいと思います。そのほかに何か質問等ありませんか。

そうしますと、まず、16ページ番号11-1から34ページ番号11-51までと、35ページ番号11-54を一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号11-52について採決したいと思います。これについては、関係者の泉委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号11-53について採決したいと思います。これについては、関係者の公本委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。37ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。37ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。次に、38ページから43ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、23件を受理していま

す。次に、44ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。次に、45ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。次に、46ページの農地転用現況確認書の交付について1件を交付しています。最後に、47ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、2件証明しています。報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

議長（角会長）

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

次回の総会に関して、12月10日に市役所4階401会議室におきまして、12月定例総会を開催予定としております。なお、バスによる現地確認を予定しておりますので、午後1時30分に農業委員のみなさんは本庁舎東側玄関にお集まりいただき、総会に出席される推進委員の皆さんは、午後2時30分に401にお集まりください。詳細については、次回の開催通知にてご案内いたします。

次に、11月の農地相談会は11月20日の午後2時から彦名公民館で予定しております。

議長（角会長）

これを持ちまして、第8回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後 2 時 3 0 分